七　製造設備が天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十三号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第二十四号に定める液化天然ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十五号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第十五号の二に定める液化天然ガススタンドをいう。）である製造施設	七　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－５（２０２４）保安検査基準（天然ガススタンド関係）	
八　コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設であって、液化石油ガスを液化石油ガス岩盤貯槽に受け入れ、当該液化石油ガスを他の施設に送り出すためのもの	八　高圧ガス保安協会・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構共同規格ＫＨＫ／ＪＯＧＭＥＣ　Ｓ　０８５０－８（２０２４）保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）	
九　製造設備が圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十五号に定める圧縮水素スタンドをいう。）である製造施設	九　高圧ガス保安協会・一般財団法人カーボンニュートラル燃料技術センター共同規格ＫＨＫ／ＪＰＥＣ　Ｓ　０８５０－９（２０２４）保安検査基準（圧縮水素スタンド関係）	

七　製造設備が天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十三号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第二十四号に定める液化天然ガススタンド又はコンビナート等保安規則第二条第一項第十五号に定める圧縮天然ガススタンド若しくは同項第十五号の二に定める液化天然ガススタンドをいう。）である製造施設	七　高圧ガス保安協会規格ＫＨＫＳ　０８５０－５（２０１７）保安検査基準（天然ガススタンド関係）	
八　コンビナート等保安規則の適用を受ける製造施設であって、液化石油ガスを液化石油ガス岩盤貯槽に受け入れ、当該液化石油ガスを他の施設に送り出すためのもの	八　高圧ガス保安協会・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構共同規格ＫＨＫ／ＪＯＧＭＥＣＳ　０８５０－８（２０１８）保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）	
九　製造設備が圧縮水素スタンド（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二十五号に定める圧縮水素スタンドをいう。）である製造施設	九　高圧ガス保安協会・一般財団法人石油エネルギー技術センター共同規格ＫＨＫ／ＪＰＥＣ　Ｓ　０８５０－９（２０１８）保安検査基準（圧縮水素スタンド関係）	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の表の規定の適用については、この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

その他告示

○内閣府告示第百十四号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第九項の規定に基づき、令和七年八月八日付けでアイヌ施策推進地域計画を認定したので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道上ノ国町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　上ノ国町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百十五号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第四十八号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年八月八日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道旭川市

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　旭川市アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第百十六号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第七十一号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年八月八日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称　北海道日高町

二　アイヌ施策推進地域計画の名称　日高町アイヌ施策推進地域計画